

第 91 類

時計及びその部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 時計用のガラス及びおもり（構成する材料により該当する項に属する。）
 - (b) 携帯用時計の鎖（第 71.13 項及び第 71.17 項参照）
 - (c) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）及び貴金属製又は貴金属を張った金属製のこれに類する物品（主として第 71.15 項参照）。ただし、時計用ばねは、時計の部分品（第 91.14 項参照）の項に属する。
 - (d) 軸受用玉（第 73.26 項及び第 84.82 項参照）
 - (e) 第 84.12 項の物品で脱進機なしで作動するように組み立てたもの
 - (f) 玉軸受（第 84.82 項参照）
 - (g) 第 85 類の物品。ただし、相互に又は他の物品と組み合わせることにより、時計用ムーブメント又は時計用ムーブメントに専ら若しくは主として使用するのに適する部分品にしたものを除く（第 85 類参照）。
- 2 第 91.01 項には、ケースの全体に貴金属又は貴金属を張った金属を使用した時計及びこれらの貴金属又は金属に第 71.01 項から第 71.04 項までの天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けた時計のみを含む。ケースに貴金属を象眼した卑金属を使用した時計は、第 91.02 項に属する。
- 3 この類において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であって、厚さが 12 ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が 50 ミリメートル以下であるものをいう。
- 4 ムーブメントその他の部分品で時計用及びその他の物品（例えば、精密機器）用のいずれの用途にも適するものは、1 の物品を除くほか、この類に属する。

総 説

この類には、時間の測定用又は時間に関するある種の動作を行う機器を含む。ここには、人の携帯用に適する時計（携帯用時計及びストップウォッチ）、その他の時計（通常の置時計、ウォッチムーブメントを有する置時計、目覚まし時計、航行用クロノメーター、車両用時計等）、時刻の記録用機器、時間間隔の測定用機器及びタイムスイッチを含み、通常、更にこれらの部分品を含む。

この類の物品は、その材料を問わないものとし（貴金属を含む。）天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石で装飾を施し又は縁取りしたものを含む。（91.11 項及び 91.12 項の解説参照）

他の物品（家具、ランプ、インクスタンド、文鎮、便せん、たばこ盆、ライター、ハンドバッグ、コンパクト、シガレットケース、シャープペンシル、つえ等）と結合した時計については、この

表の解釈に関する通則に基づきその所属を決定する。ただし、単にその内部を照明する装置を有する時計は、この類に属する。

各項の解説の除外規定のほか、この類には、次の物品を含まない。

- (a) 日時計及び砂時計（構成する材料により該当する項に属する。）
- (b) 文字板を有しない音楽付きの自動装置（機械式鳴き鳥その他これに類する物品）及び文字板を有しないオルゴール（92.08）
- (c) がん具の時計及び時計の形状をしたクリスマスツリーの附属品（例えば、時計用ムーブメントを有しないもの）（95.03 又は 95.05）
- (d) 自動人形その他ショーウィンドー用に使用する種類の展示用品で作動するもの（96.18）
- (e) 美術品、収集品及びこっとう（97 類）

時計は、ムーブメント及びムーブメント用容器（ケース、キャビネット等）の二つの主たる部分品から成る。

機械式時計用ムーブメントは、次の各部から成る。

- (1) ボディ又はフレーム：これは通常地板と受けから成る。地板（これに受けを、ねじ及びピンによって固定する。）は、ムーブメントの基本的な支持体である。ある種のボディ又はフレームは、本来の受け及び地板のほかにムーブメントのある部分（日の裏輪列、アラーム機構等）を所定の位置に保持するため一以上の外板（例えば、文字板及び下板と呼ばれる。）を有する。
- (2) ムーブメント駆動装置：これは、通常のものはおもり又はばねから成るが、電気、温度変化又は気圧変化を動力源とするものである。
- (3) 輪列：これは、駆動装置を脱進機に連結し、時間を測定する歯車列である。
- (4) 日の裏輪列：これは分針と時計針の動きを連結させる一連の部分品であり、文字板を有するムーブメントにあつては、通常、文字板と地板との間に取り付けられる。
- (5) 脱進機：これは振り子又はてんぷとひげぜんまいとに必要なエネルギーを供給し、輪列の動きを制御するものである。

脱進機の最も一般的な型式のものは、アンカー式、レバー式、ピンパレット式、シリンダー式又は戻り止め式である。

- (6) 調速機：これは駆動機構によって生ずる動きを調整するもので、振り子、てん輪とひげぜんまいとの組合せ、音さ、ピエゾエレクトリッククォーツその他時間間隔を決めることができる機構から構成される。
- (7) 巻上げ機構及び時刻合わせ機構（ボタン、引張り機構又は切換レバー等により作動する。）

上記の各部分を組み立てたムーブメントは、文字板及び針とともに容器又はケースに取り付けられる。

てん輪、脱進機の部分及び輪列の部分は、精巧に軸回転する。安価な時計においては、地板及び受けの金属自体を軸受として軸回転するが、良質の時計においては、磨耗を防ぐために軸受に宝石を使用してある。

時計には、打方機構、アラーム機構又はチャイムセットを有するものもある。これらは、それぞれの特別なムーブメントを必要とする。

機械式時計には、手巻き、電気巻き又は自動巻きのものがある。

*

* *

この類の時計には、電気式（電子式を含む。）のものもある。例えば、次のような物品がある。

- (A) 乾電池又は蓄電池を使用する巻上げ間隔が短い（数分間の単位）置時計：この時計は、従来どおりの、てん輪とひげぜんまいとの組合せ又は振子を有しており、電磁石により間けつ的にぜんまいを巻き上げるものである。
- (B) 送配電系統に接続した巻上げ間隔が長い（数時間の単位）置時計：これもまた通常のでん輪とひげぜんまいとの組合せ又は振子を有するもので、ばね又はおもりは、電動機（同期式、誘導式等）により、間けつ的に巻き上げるものである。
- (C) 乾電池、蓄電池又は送配電系統により供給される電力により作動する振子時計：これは振子の揺れを電磁式機構により持続させるものである。
- (D) 乾電池又は蓄電池により駆動する時計で調速機（音さ、ピエゾエレクトリッククォーツ等）を有するもの：これは電子回路により振動を持続させるものである。
- (E) 同期電動機時計：これは、周波数を調整した電流を流して、電動機及び輪列のみから成るもので、調整装置を有しない。

電気時計の機構については、91.05 項の解説においてより詳細に記載してある。

ある種の電気時計は、遠隔制御による時間合わせ機構を備えてある。

*

* *

ウォッチムーブメントを定義してあるこの種の注3の規定においては、次の計測方法を適用する。

(a) 厚さの計測

ムーブメントの厚さは、文字板の支持台の外表面（文字板がムーブメントと一体となっているものについては、その表示面の見えている表面）とそれから最も遠い反対側の外表面までの距離とする。ただし、ねじ、ナットその他の固定具が、表面より突出している部分を除く。

(b) 幅、長さ又は直径の計測

幅、長さ又は直径（対称軸により決まる。）は巻真又はりゅうずを含めずに測定する。

91.01 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）

－腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）

9101.11－機械式表示部のみを有するもの

9101.19－その他のもの

－その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）

9101.21－自動巻きのもの

9101. 29—その他のもの

—その他のもの

9101. 91—電気式のもの

9101. 99—その他のもの

91. 02 項の解説は、この項において準用する。

この類の注2の規定に基づき、この項の携帯用時計は、そのケースの全体に貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものでなければならない。これらには宝石又は天然若しくは養殖の真珠を取り付けたもの、ふた付きのもの及び貴金属（宝石を取り付けてあるかないかを問わない。）製のブレスレットを有するものもある。

71 類の注7の規定により「貴金属を張った金属」とは、金属の一以上の面にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張った金属をいう。

ただし、貴金属製又は貴金属を張った金属製のケースを有する携帯用時計であっても、裏ぶたが鉄鋼製の場合は、貴金属を象眼した卑金属製ケースを有する携帯用時計と同様に 91. 02 項に属する。

91. 02 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第 91. 01 項のものを除く。）

—腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）

9102. 11—機械式表示部のみを有するもの

9102. 12—オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの

9102. 19—その他のもの

—その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）

9102. 21—自動巻きのもの

9102. 29—その他のもの

—その他のもの

9102. 91—電気式のもの

9102. 99—その他のもの

この項には、ケース及びムーブメントを有する機械式又は電気式（多くのものは電子式）の時間を計測する機器で身に着けるか又は携帯するもの及びどのような場所でも機能を果たすように設計したものを含む（時刻を表示し又は時間間隔を測定するもので、ムーブメントの厚さを問わない。）。これらには腕時計、懐中時計、鎖時計、ハンドバッグに入れて携帯する携帯用時計及びブローチ、指輪等に取り付けた携帯用時計を含む。

ただし、台と一体となった時計は簡単なものであっても携帯用時計とはみなさない。

この項には、単純なムーブメントを有する携帯用時計のほか、複雑な機構のムーブメント（す

なわち、時、分、秒を表示するもの以外に各種の要素を組み込んだもの)を有する携帯用時計を含む。これらには、例えば、クロノグラフ時計、アラーム時計、二度打ち時計、時打ち時計、自動巻き時計、カレンダー時計及び作動時間の残り時間を表示する時計がある。

この項には、装飾した携帯用時計及び特殊な形状の携帯用時計を含む。例えば、防水時計、耐振時計又は耐磁性時計、8日巻き時計、自動巻き時計、蛍光性の文字板及び指針を有する時計、中央秒針又は特殊な文字板を有する時計、針無し時計、スポーツ時計(例えば、深度計と組み合わせたスキンド이버用の時計)、視覚障害者用時計のようなものがある。

クロノメーターウォッチは、各種の点から、また、いろいろな温度で試験を行った高精度の携帯用時計である。これらにはデッキウォッチを含む。ただし、船舶用クロノメーターその他これに類する物品を含まない(91.05)。

クロノグラフ時計は時刻を表示するだけでなく、比較的短い時間の測定に使用することができる携帯用時計である。針を有する時計の場合には、通常、普通の三針(時針、分針、秒針)のほか、特別な2本の針、すなわち、1分間に正確に1回転し、つり輪部分又はつまみにより始動、停止又は0点への復帰を行うことができる中央秒針及び中央秒針が作動した秒数を表示する針を有するものである。ある種のクロノグラフ時計には、さらにもう一本の秒針を備えたものがある。

この項にはまた、ストップウォッチを含む。針を有するストップウォッチは、上記のクロノグラフ時計とは異なり、通常の時針、分針及び秒針を有しないで、中央秒針及び分数の記録用の針のみを有する(更に秒針を有するものもある)。ただし、電子式のストップウォッチには、補助機能として時刻を表示するものがある。

クロノグラフ時計及びストップウォッチには、5分の1秒、10分の1秒、100分の1秒又は1000分の1秒刻みで表示するものがある。また、これらは時には特殊な装置を取り付け、走者、自動車又は音等の速度、脈はく数、機械の出力等を計算することなく測定できるようになったものがある。これらのある種のものには、更に時間を記録する装置を有するものがある。

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。携帯用時計のケース及びその部分品(91.11)、ウォッチムーブメント(91.08又は91.10)、携帯用時計のバンド及びブレスレット(91.13)並びにムーブメントの部分品(通常、91.10又は91.14)。

この項には、更に次の物品を含まない。

- (a) 歩数計(90.29)
- (b) 時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計を除く。)(91.03)
- (c) 計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。)(91.04)

91.03 時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第91.04項の時計を除く。)

9103.10—電気式のもの

9103.90—その他のもの

この項には、ウォッチムーブメントを有し、本来、時刻を表示するために作った置時計（目覚まし時計を含むものとし、91.04 項の時計を除く。）を含む。この類の注 3 の規定に基づき、この項の「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びびげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であって、厚さが 12 ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が 50 ミリメートル以下であるものをいう。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

- (a) 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）（これらはムーブメントの種類及び厚さのいかんを問わず、91.04 項に属する。）
- (b) この項の解説の第 1 段落に規定する要件を満たさない置時計（目覚まし時計を含むものとし、携帯用時計を除く。）。例えば、振り時計、時間間隔を決めることができる機構により調整され、かつ、厚さが 12 ミリメートルを超え又は幅、長さ若しくは直径が 50 ミリメートルを超える時計及び調整機構を有しないが、ムーブメントを有する時計（例えば、同期電動機により駆動するもの）。これらは、91.05 項に属する。

目覚まし時計は、あらかじめ特定の針により設定した時刻にアラームを発する打方機構（通常、時計のケースが音源になる。）を有する。打方機構は、時には音楽装置によって置き換えられることがある。

この項には、ウォッチムーブメントを有するもの限り、次の物品を含む。

- (i) 家庭用又は事務所用の時計（目覚まし時計を含むものとし、携帯用時計を除く。）で、スタンド等の支持台に取り付けたもの
- (ii) ケース付きのトラベルウォッチ
- (iii) カレンダー付きの時計
- (iv) 8 日巻き時計（携帯用時計を除く。）
- (v) 正時を打って知らせる時計
- (vi) 蛍光性の文字板及び針を有する時計（携帯用時計を除く。）

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。ムーブメント（91.08 又は）、時計（携帯用時計を除く。）のケース（91.12）及びムーブメントの部分品（通常、91.10 又は 91.14）

91.04 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）

この項には、ケース及びムーブメントを有する完成したすべての時計（ムーブメントの型式及び厚さのいかんを問わないものとし、携帯用時計を除く。）で、車両（自動車、オートバイ等）、航空機、宇宙飛行体又は船舶の計器盤、ハンドル、バックミラー等に取り付けるために特に製作したものを含む。これらは、一般に電気式（ほとんどの場合電子式）時計、自動巻き時計又は機

械式の 8 日巻き時計である。

この項には、また、車両用のクロノグラフ（通常の指針のほかに、クロノグラフ針、分記録針及び走行時間記録機を有するもの）を含む。

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。ムーブメント（91.08 から 91.10 まで）、時計（携帯用時計を除く。）のケース（91.12）及びムーブメントの部分品（通常 91.10 又は 91.14）

91.05 その他の時計（携帯用時計を除く。）

－目覚まし時計

9105.11－電気式のもの

9105.19－その他のもの

－掛時計

9105.21－電気式のもの

9105.29－その他のもの

－その他のもの

9105.91－電気式のもの

9105.99－その他のもの

この項には、この類の他の項に属しない時計で、基本的に時刻を表示するために作ったものを含む。従って、これらはウォッチムーブメント以外のムーブメントを有するものでなければならない。ウォッチムーブメント（この類の注 3 に規定するもの）を有する時計（携帯用時計を除く。）及び目覚まし時計は、この項には属しない（91.03）。

この項に属する時計（携帯用時計を除く。）は、おもり、ぜんまい、電気式又は電子式により作動するものであり、一般に振子、てん輪及びひげぜんまい、音さ又はピエゾエレクトリッククォーツによって調整される。これらはまた、ベル若しくは鐘を鳴らす打方機構（1 時間、30 分又は 15 分ごとに）又はチャイムをかなでる機構を有するものがある。

上記の規定に従うことを条件として、この項には、次の物品を含む。

公共用時計、店頭用、家庭用等の時計、周期時計、地方色を持つ装飾時計（ヌーシャテル時計、パリ時計、鳩時計、ウェストミンスターチャイム時計等）、マリオネット時計、硬貨を挿入することにより作動する時計、天文用又は気象観測用の時計、自動巻き時計（例えば、温度又は気圧の変化を利用して巻くもの）、目覚まし時計、中央秒針を有する時計、電子式時計及びピエゾエレクトリッククォーツを使用した時計。

この項には、また、街、工場、電話交換室、駅、空港、銀行、ホテル、学校、病院等において使用する電気時計システム用の時計を含む。このシステムは、精密に調整した親時計と、遠隔制御により作動する子時計とから成る。親時計は、通常、機械式又は電気式のムーブメント及び子時計を作動させるためのインパルスを送る連絡機構を有する。子時計は、1 分又は 30 秒ごとに親

時計からインパルスを受けて作動し、時刻を表示する。子時計には、回転又は振動する電機子の付いた電磁石があり、これが親時計からインパルスが入るごとに、輪列及び日の裏輪列を作動させて、30秒刻み又は1分刻みに分針を進ませる。輪列は電機巻きぜんまい又は直接電動機により駆動されることもある。秒表示も行う子時計は、時計及び分針のほかに中央秒針も有する。この場合には、親時計は、毎分のほか毎秒でインパルスを出す特別の装置を備えていなければならない。ただし、分針及び秒針のみ又は秒針のみを有する子時計（携帯用時計の調整用のもの等）はこの項には属しないことに注意しなければならない。これらは、91.06項に属する。

子時計は、二以上屋内外に配置され、テーブル等の平面上に置くように設計してある。

親時計には、その他の電機機器（例えば、タイムレジスター、夜警用のタイムレコーダー、交換用装置、記録機、信号（ベル、サイレン及びランプ）、標識及び地上照明灯）を制御するものもある。

この項には、また、送配電系統により供給される電力により駆動する同期時計及び圧縮空気により作動するニューマチック装置で、時間の伝達用又は同期用のものを含む。

さらに、この項には、船舶用クロノメーターその他これに類するクロノメーターを含む。これらは高度の精密時計で、主として船舶用であるが、その他科学用にも使用する。これらの装置は一般にクロノメーターウォッチよりも大きく、箱の中に取り付けてある。中には gymbals に取り付けたものもある。これらは、通常1回巻くことにより2日から8日作動し、クロノメーター脱進機、円すい滑車、ぜんまいばねの力を一定の圧力にする装置及び作動時間の残り時間の指示計を有している。

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。時計（携帯用時計を除く。）のケース（91.12）、ムーブメント（91.09又は91.10）及びムーブメントの部分品（通常、91.10又は91.14）

この項には、更に次の物品を含まない。

(a) デッキウォッチ（91.01又は91.02）

(b) 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。91.04）

91.06 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）

9106.10—タイムレジスター及びタイムレコーダー

9106.90—その他のもの

この項には、ウォッチムーブメントその他の時計用ムーブメント（子時計又は同期電動機時計のムーブメントを含む。）又は同期電動機（減速歯車を有するか有しないかを問わない。）により作動するもの限り、次の物品を含む。

- (i) 何らかの動作に従って時刻を記録する広範囲の機器
- (ii) 時間の測定用、記録用又は表示用の機器で、他の項に該当しないもの

これらの機器は、通常、時、分又は秒を表示する文字板を有する。ただし、タイムレジスター、夜警用のタイムレコーダー、ピジョンタイマー等文字板を有しないものもある。

この項には、次の物品を含む。

- (1) タイムレジスター：これは、工場、仕事場等における従業員の出勤時刻の記録用のもので、時計、時計用ムーブメントにより作動する日付印字機、ハンマー及びインキリボンを有するケースから成る。従業員は、カードを機械に挿入し、機械的又は電氣的にハンマーを作動させて、カードに正確な日付及び時刻を印字する。従って、従業員が勤務した時間はこのカードによって計算される。機械式の8日巻き時計又は電気時計が最も広く使用されている。これには単独のもの、親時計に結合しているもの又はそれ自体が親時計であるもの等がある。親時計であるものの中には、打方機構を有するもの及びサイレンを鳴らすものもある(91.05項の解説参照)。
- (2) タイムレコーダー：これは(1)のタイムレジスターに類似したものであるが、時刻、日付のほかに年月、連続した番号その他の記号を記録することができ、ある種のものは、作業時間(例えば、1日ごと又は1週間ごと)の集計用装置を有するものもある。これらの装置は、郵便物又は会計書類の押印、経費伝票の日付印等にも使用する。
- (3) 夜警用のタイムレコーダー：これは通常携帯用であり、紙製の文字板又は日付印装置を作動させる時計用ムーブメントを有する。警備員は、巡回ポイントにおいて巡回するたびに特殊な鍵(かぎ)を使用して回転文字板にせん孔し若しくは印字するか又は紙テープにインキで印字して巡回したこと(時刻、巡回区域番号)を記録する。
- (4) ピジョンタイマー：これは、レースの終了時に、鳩の到着時刻を記録するもので、時計、脚輪用ドラム及び到着の日時(秒単位まで)をテープに印字し又は円板若しくは紙テープにせん孔して記録する装置を有する携帯用のケース式のものである。
- (5) 周波数調整用機器：これは同期電動機時計、タイムスイッチ等のシステムとともに使用するもので、標準時刻、同期電動機時計の時刻及び両者の時間差を表示する文字板を有する。これらは基本的には、時間差表示機構、親時計により制御され標準時間を指示するための子時計用ムーブメント、同期電動機時計用ムーブメント及び各種の電気接点、信号装置及び調整装置から構成される。
- (6) 電気回路の開閉により生ずる短時間の現象の存続時間測定用タイマー：これは、電力積算計の検査、人体の反応速度の測定等に使用する。その主要部分は、同期電動機、電磁気のカップリング並びに秒及び100分の1秒を表示する文字板から成り、これらをケースに収納してある。これを使用するときは、同期電動機は連続作動し、現象の存続時間の測定計器に結合される。

電気式又は電子式のタイマーでムーブメント又は同期発動機を有しないものは属しない(90.31)。
- (7) スポーツ用の卓上型又は競技場型のタイマー：これは到着時間又は競技時間の表示用のもので分及び秒により表示するものである。

ただし、時計用文字板を有する競技場用時計は属しない (91.05)。

- (8) ある種の経過時間を測定するためのストップクロックその他のタイマー：これらは秒単位の文字板、所要分数用文字板並びに始動用レバー及び停止用レバーを有する。
- (9) 電話の会話時間記録用タイマー：これはストップクロックと同様に作動するもので、打方機構を有する。
- (10) スポーツ用タイムレコーダー：これは同期電動機のムーブメントを有し、通常、水晶発振器により制御されている。これらは 100 分の 1 秒まで正確に記録でき、更に、出発又は到着の順位も記録することができる。これらは、写真又は一定速度で動く紙テープに印刷若しくはせん孔することによって表示される。

スポーツ用計時機器の補助的な物品（タイマーのスタンド及びホルダー、競馬用出馬ゲート、光電池デバイス並びに音響、電気又は無線による送信器等）は、それぞれ該当する項に属する。

- (11) 工程用タイマー（短時間用のもの）：これは任意の時間（通常 60 分まで）の経過後ベルを鳴らすもので、アラーム機構及び 0 から 10 まで、0 から 30 まで又は 0 から 60 までを刻んだ文字板を有している。これらは工程の時間を正確に制御する必要のある各分野において使用する。

ただし、タイムスイッチ（工程用タイマーとは異なり、定められた時刻に打方機構が働く代わりに電気回路を開閉するものである。）は、属しない (91.07)。

- (12) 子時計（親時計によって作動するもの）で、分針及び秒針のみを有するもの（携帯用時計の調整用等）
- (13) ビリヤードメーター：これは競技時間又は競技時間に基づいた支払料金を表示するためのもので時計用ムーブメントを有する。
- (14) チェス用タイマー：これは時及び分を表示する文字板を有する二つの時計用ムーブメント並びにムーブメントを始動及び停止させることができる二つのボタン又はレバーから構成されている。

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。上記の機器用のケース (91.12 項又はそれぞれ該当する項に属する。91.12 項の解説参照)、時計用ムーブメント (91.08 から 91.10 まで) 及び時計用ムーブメントの部分品 (通常、91.10 又は 91.14)

この項には、更に、次の物品を含まない。

- (a) 90 類の機器（時計用文字板を有しないものに限るものとし、時計用ムーブメントを有するか有しないかを問わない。）で次のような物品。検潮器及び地震計 (90.15)、自記気圧計及び自記温度計 (90.25)、マノメーター (90.26)、気体用、液体用又は電気用の積算計器 (90.28)、積算回転計、生産量計、速度計、回転速度計、タクシメーター、歩数計及び短い時間間隔を計数することにより測定する計器 (90.29) 並びにオピソメーター (90.31)
- (b) クロノメーターウォッチ、クロノグラフ時計及びストップウォッチ (91.01 又は 91.02)
- (c) メトロノーム (92.09)

91.07 タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）

この項には、91.05 項の時計の性格を有しないもので、主として定められた時刻に自動的に電気回路の開閉を行うように設計したものを含む。通常、当該時刻は、あらかじめ設定した日ごと又は週ごとのプログラムに応じて決められる。この項に属するためには、これらの機器は、時計用ムーブメント（子時計用又は同期電動機時計用のムーブメントを含む。）又は同期電動機（減速歯車を有するか有しないかを問わない。）を有するものに限る。

タイムスイッチは、照明回路（公共の場所、店頭、階段、イルミネーションサイン等用）、加熱回路（温水器等）、冷却機器、ポンプ、二種料金電力積算計等の制御に使用する。これらは基本的には、機械式若しくは電気式の時計用ムーブメント又は同期電動機並びに通常は文字板（針を有するか有しないかを問わない。）、調整機構（レバー及びピン）、駆動用の継電器スイッチ及び整流子を有する機構から成り、これら全体が端子付きのケースに入っている。文字板には、通常、時間を記してあるが日及び月を記したものもある。周囲にあるレバー又はピンが所定の時間に接触装置を作動させるものである。

タイムスイッチは、サーモスタット、圧力調整機器、液面調整機器等によってセットされることもある。

この項にはまた、電気機器（テレビジョン受像機、アイロン、洗濯機、ビリヤード台の照明器具等）の電気回路を作動又は停止させるスイッチ（硬貨を挿入した時にスイッチが入り、挿入されたコイン数により、定められた期間作動する同期電動機の働きによりスイッチが切れる。）も含む。

この項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。上記の機器のケース（91.12 項又はそれぞれ該当する項に属する。91.12 項の解説参照）、時計用ムーブメント（91.08 から 91.10 まで）及び時計用のムーブメントの部分品（通常、91.10 又は 91.14）

91.08 ウォッチムーブメント（完成品に限る。）

－電気式のもの

9108.11－機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの

9108.12－オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの

9108.19－その他のもの

9108.20－自動巻きのもの

9108.90－その他のもの

この項には、ケースを有しない組み立てたウォッチムーブメント、すなわち、ムーブメントと

しての完成品であってそのまま使用することができるものを含む。これらのムーブメントは次の五つの主要な型式に分けられる。

- (1) 機械式ムーブメント
- (2) てんぷ型の電子式ムーブメント
- (3) たわみ共振子（音さ式）を有する電子式ムーブメント
- (4) アナログ式時刻表示部（指針式）を有する水晶式ムーブメント
- (5) 電子式のデジタル式時刻表示部（発光ダイオード（LED）又は液晶表示板（LCD）によるもの）を有する水晶式ムーブメント

アナログ式時刻表示部を有する機械式又は電子式のムーブメントは、文字板又は指針なしで提示する場合もある。デジタル式の時刻表示部を有する電子式（ソリッドステート式）ムーブメントについては、当該表示部がムーブメントの不可分の一部を構成していて、表示部がなければ機能しないため、表示部を有しないムーブメントはこの項に規定する完成品とはみなさない。

この類の注3の規定に基づき、この項において、「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であって、厚さが12ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が50ミリメートル以下であるものをいう。従って、これらのムーブメントは、主として91.01項から91.03項までの時計に使用するものであるが、たとえ、この類の他の項の機器又は他の類の機器（測定機器、精密機器、歩数計、爆発装置等）に組み込むものであってもこの項に属する。

この項には、上記の条件に適合しないムーブメント（91.09又は91.10）及び84.12項のばね駆動式原動機を含まない。

この項のムーブメントには、磨いてないもの、磨いたもの及びニッケルめっき、ロジウムめっき、銀めっき、ワニス塗装等を施したものを含む。

電池作動式のウォッチムーブメントは、電池を装着しているかいないかを問わず、この項に属する。

91.09 その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）

9109.10－電気式のもの

9109.90－その他のもの

この項には、すべての時計用ムーブメント（ウォッチムーブメントを除く。）で組み立てたもの、すなわち、ムーブメントとしての完成品であってそのまま使用することができるものを含み、アナログ式時刻表示装置（指針式）を有するムーブメントについては、文字板又は指針を有するか有しないかを問わない。

この項のムーブメントは、主として91.04項から91.07項までの物品に使用するものであるが、たとえ、他の類の機器（測定機器、精密機器、計器、爆発装置等）に組み込むものであってもこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 84.12 項のばね駆動式又はおもり駆動式の原動機等で、脱進機を取り付けてなく、かつ、取り付けることができないもの（例えば、オルゴールに使用するもの）

(b) この類の注3のウォッチムーブメント（91.08 項の解説参照）

従って、この項には、てん輪及びひげぜんまいその他時間間隔を決めることができる調整機構により調整され、かつ、厚さが 12 ミリメートルを超え又は幅、長さ若しくは直径が 50 ミリメートルを超えるムーブメント、振子時計用ムーブメント、電気時計用ムーブメント（調速機を有するか有しないかを問わない。これには子時計用ムーブメント、同期時計用ムーブメント等がある。）を含む。

この項に属するためには、同期時計用又は子時計用のムーブメントは、同期電動機又は電磁石のほかに、一番車、二番車、三番車、四番車、日の裏車及び筒車等から成る輪列を有するものでなければならない。単独で提示する電磁石及び同期電動機は、主軸の速度調整用の減速歯車を有するか有しないかを問わず、それぞれ該当する項に属する。

これらのムーブメントには、磨いてないもの、磨いたもの及びニッケルめっき、ロジウムめっき、銀めっき、ワニス塗装等を施したものを含む。

91.10 時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント

－携帯用時計のもの

9110.11－ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）

9110.12－未完成のムーブメントで組み立てたもの

9110.19－ラフムーブメント

9110.90－その他のもの

ムーブメントセットとは、時計用ムーブメントの構成部分品の完全なセットであって、単に組み立てることにより完成品となるもの及び一部組み立てたもの（これらの形で取引される。）をいう。機械式表示部を使用するムーブメントにあっては、文字板及び針を含むものもあれば含まないものもある。

未完成の機械式時計用ムーブメントとは、組み立ててあるが、文字板、針及び巻真以外のある種の部分品（例えば、脱進機又は香箱受）が欠けているムーブメントをいう。

未完成の電子式時計用ムーブメントとは、組み立ててあるが、電池以外のある種の部分品（例えば、表示部、電子回路の部分品又はこれらの構成部分品）が欠けているムーブメントをいう。

機械式表示部を有する未完成の電子式時計用ムーブメントとは、組み立ててあるが、文字板、針、針回し用巻真及び及び電池以外の部分品（例えば、電子回路又はその構成部分品及び原動機）

が欠けているムーブメントをいう。

時計用ラフムーブメントとは、地板（その他の何らかの外板を含む。）、受け、輪列、日の裏輪列、巻き機構、時間合わせ機構及び付加機構（例えば、自動巻き機構、カレンダー機構、クロノグラフ、アラーム等）から成る組み立ててない時計用ムーブメントで、脱進機、てん輪及びひげぜんまいその他の调速機、ぜんまい、文字板又は針を有しないものをいう。時計用ラフムーブメントは、提示の際に香箱を有するか有しないかを問わない。

91.11 携帯用時計のケース及びその部分品

9111.10—ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）

9111.20—ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）

9111.80—その他のケース

9111.90—部分品

この項には、次の物品を含む。

(A) 91.01 項又は 91.02 項の携帯用時計（懐中時計、腕時計、クロノグラフ時計等）用のケース（側）（ムーブメントを有しないものに限るものとし、ガラスを有するか有しないかを問わない。）

(B) ケースの部分品：これには、次の物品を含む。

(1) 胴：すなわち、ケースの枠組みである。これは裏ぶた用ちょうつがいをも有するものもあり、また、懐中時計においては胴は中ぶた用ちょうつがい及びガラス縁用ちょうつがいをも有する。

(2) つり輪部分：携帯用時計のかん（懐中時計用）及び軸受筒とともに胴に溶接してある。

(3) 中ぶた：これはムーブメント保護用のものである（普通の時計には存在しない。）。

(4) ガラス縁：これはガラス保持用の部分品である。ガラス保持用の縁は溝（groove）と呼ばれる。

(5) 裏ぶた：ガラスと反対側を閉じるためのものである。通常の時計では1個であるが、ハンター（狩猟者用両ぶた懐中時計）にはガラス保護用の第二ぶた（カバー）をも有する。

腕時計のケースには、つり輪部分はないが、バンドを取り付けるための柄がある。柄は数個の部分品から成り、固定式の棒又はばねがあって取外しのできる棒を含む。婦人用腕時計のケースには柄の代わりにひもを取り付けるためのつめをも有するものもある。

腕時計のケースは、胴と裏ぶたの二つの部分のみから成るものが多い。また、裏ぶた及びガラス縁がそれぞれ中ぶたの一部となっているもの又はガラス縁と胴とが一体となっているものもある。より高度に仕上げたもの場合には、ムーブメントは保護用中ぶたの内部に収納される。

携帯用時計のケース及びその部分品には、各種の材料製のものがある。これらは主として卑金属（胴、ニッケル等で、磨いたもの及びクロムめっき、銀めっき又は金めっきしたもの）製、貴金属製又は貴金属を張った金属製のものが多いが、時には、プラスチック製、アイボリー製、め

のう製、真珠光沢を有する貝殻製又はべっこう製のものもある。これらには、また、装飾を施したもの（ロゼット模様、彫刻又は打出し模様入りのもの及び天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの等）もある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 携帯用時計用のガラスでなく、単なる携帯用時計の保護用のカバー（それぞれ該当する項に属する。）
- (b) 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（携帯用時計のケース用のばねを含む。15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（39 類）
- (c) 時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品（91.12）

91.12 時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品

9112.20—ケース

9112.90—部分品

この項には、時計（携帯用時計を除く。）のケース（側）及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するものを含む。以上の条件に基づき、この項には、目覚まし時計、船舶用クロノメーター、車両用時計、タイムレジスター、タイムレコーダー、タイムスタンプ、時間間隔測定計（分タイマー、秒タイマー等）その他この類の時計（携帯用時計を除く。）のケース（側）を含む。このようなケースは、ガラスを有するか有しないか及び仕上げ加工を施してあるかないかを問わず、この項に属する。ただし、この項には、通常の時計（携帯用時計を除く。）のケースに類しないで、理化学用機器、電気用積算計器等のケースに類するもの（タイマー、タイムレコーダー又はタイムスイッチのケースも、場合によってはこの種のケースとなる。）を含まず、当該ケースは、それぞれ該当する項に属する。

この項に属するケースには、各項の形態のものがあり、通常、金属（貴金属を含む。）製、木製、プラスチック製、革製、べっこう製、真珠光沢を有する貝殻製、大理石製、アラバスター製、陶磁器製、オニキス製、めこのう製又はアイボリー製のものがある。また、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石により装飾した又はそれらを使用したもの及び動物等のモチーフ、彫刻、小像、絵姿等を取り付けたものもある。

この項には、ガラス縁、枠、台、脚等の時計（携帯用時計を除く。）のケースの部分品も含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 単独で提示する保護用カバー（通常、ガラス製）（70.20）
- (b) 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（時計（携帯用時計を除く。）のケース用のばねを含む。15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（39 類）

(c) 携帯用時計のケース (91.11)

91.13 携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品

9113.10—貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの

9113.20—卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）

9113.90—その他のもの

この項には、手首に携帯用時計を装着するための各種の携帯用時計のバンド及びブレスレットを含む。

携帯用時計のバンド及びブレスレットには、各種の材料製のものがあり、例えば、卑金属製、貴金属製、革製、プラスチック製又は紡織用繊維製のものがある。これらには、明らかに装飾的な特性を有するものがあるが、この点は、それらの所属の決定には影響を与えない。この項には、また、携帯用時計のバンド及びブレスレットの部分品を含む（これらのものと認められるものに限るものとし、その材料のいかんを問わない。）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 他の装着具（首飾り用鎖、ペンダント用バンド、携帯用時計の鎖、指輪、ブローチ等）（それぞれ該当する項に属する。）
- (b) バックル及びバックル用留金で貴金属製若しくは貴金属を張った金属製のもの（71.15）又は卑金属製のもの（83.08）
- (c) 携帯用時計とともに提示する携帯用時計のバンド及びブレスレットで、これらの時計に取り付けてないもの（91.01 又は 91.02）

91.14 その他の時計の部分品

9114.30—文字板

9114.40—地板及び受け

9114.90—その他のもの

この項には、次に記載する物品を除くほか、すべての時計の部分品を含む。

- (a) この類の注1により除外される部分品
 - (1) おもり、時計のガラス、携帯用時計の鎖、玉軸受及び軸受用玉（例えば、自動巻き携帯用時計のもの）
 - (2) 15部の注2のはん用性の部分品（例えば、ねじ（受け、りゅうず、文字板、角穴車、こはぜ、受座（end-stone cap 又は index disc）、かんぬき、おしどり等用のもの）、テーパーパーン、時計用鎖及び文字板用の数字で、卑金属製のもの（15部）、プラスチック製のこれらに類する物品（39類）並びに貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの（通常、71.15）

これらの部分品は、それぞれ該当する項に属する。ただし、時計のばね（ぜんまい、ひげぜんまい等）はこの項に属する。

- (b) この類の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている部分品（例えば、91.08 項又は 91.09 項の時計用ムーブメント（完成品に限る。）、91.10 項のムーブメントセット、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの及びラフムーブメント、91.11 項又は 91.12 項のケース並びに 91.13 項の携帯用時計のバンド及びブレスレット）

上記（a）又は（b）に記載する物品を除くほか、時計用及びその他の物品（例えば、がん具、計器、測定機器及び精密機器）用のいずれの用途にも適する部分品（ぜんまい、輪列、石、指針等）は、この項に属する（この類の注4参照）。ただし、この項には、明らかに時計の部分品と認められない物品（例えば、タイムレジスター用の印字装置及び合計装置並びに 91.06 項又は 91.07 項の物品に使用するある種の部分品）を含まない。

この項には、時計の部分品のブランクと認められる物品を含むが、時計の部分品とはまだ認められないような金属片（例えば、地板、受け等で、削ったままのもの及び粗く形に切ったままのもので、穴あけ、くり抜き等の加工をしてないもの）を、含まない。これらは、構成する材料により該当する項に属する。

この項の時計の部分品には、磨いてないもの、磨いたもの、ニッケルめっきしたもの、ロジウムめっきしたもの、銀めっきしたもの、金めっきしたもの、ワニス塗布したもの等又は宝石を取り付けたものがある。

上記の規定に基づき、この項に属する時計の部分品には、主として次のような物品がある。

(A) ウォッチムーブメントの部分品（機構が複雑なものであるかないかを問わない。）

これには、次の物品を含む。

- (1) フレーム：地板（その他の何らかの外板を含む。）及び受け（香箱、二番車、三番車、四番車、てん輪、脱進機、小鉄車等のもの）
- (2) 駆動機構：ぜんまい、香箱、香箱ふた、香箱真、角穴車、こはぜ及びこはぜばね
- (3) 輪列：二番車、二番かな、三番車、三番かな、四番車及び四番かな
- (4) 日の裏輪列：筒かな、日の裏かな、日の裏車及び筒車
- (5) 脱進機（アンカー式、レバー式、ピンパレット式、シリンダー式、戻り止め式等）：がんぎ歯車、がんぎかな、アンクル、アンクル真、振り座、つめ石、振り石及びシリンダー
- (6) 调速機：てんぷ、てん真、ひげぜんまい（平、巻上げ又はちょうちん）、音さ、ひげ持、ひげ玉、緩急針、緩急針受（index stud）、受座（end-stone cap 又は index disc）、緩急針ばね及びてんぷ下軸受一式（耐衝撃装置用の特殊な部分を含む。）
- (7) 巻上げ機構及び時刻合わせ機構：りゅうず、巻真、きち車、つづみ車、小鉄車、丸穴車、角穴車、丸穴座、かんぬき、おしどり、おしどり押え及びかんぬきばね
- (8) 電子式ムーブメントの部分品：携帯用時計の電子回路で、例えば、絶縁基板に配線を印刷したものに印刷以外の方法により製造した個別の構成部品（例えば、コイル、コンデンサー、抵抗器、ダイオード及びトランジスター）を配置したもの（集積回路ととももの使用する場合

もある。)

(9) 台付き脱進機構：これは、地板、受け、脱進機、てん輪、ひげぜんまい及び時計用ムーブメントの緩急針から構成したもので、輪列を有するか有しないかを問わない。これには、調整した脱進機とともに組み立てたもの及び組み立てたてでないものを含む。

組み立てた台付き脱進機には、時計用ムーブメントを使用する各種の機器（タイムレジスター、タイムスイッチ等）、小型時計又は目覚まし時計に組み込むように設計したものもある。

(B) 時計（携帯用時計を除く。）用又は目覚まし時計のムーブメントの部分品

これらのムーブメントの部分品の多くは、ウォッチムーブメントの部分品と原理的には類似しているが、より大型である。

時計用のムーブメント（ウォッチムーブメントを除く。）に特有の部分品には、おもりドラム、振子（補正振子（水銀、アンバー製の軸等）を含む。）、振りさお、軸、軸車、反動式脱進機、直進式（又は Graham 式）脱進機等及び独立した巻きかぎを含む。目覚まし時計用ムーブメントの部分品には、取り付けた巻きかぎ及び針回しつまみを含む。

(C) 打方機構の部分品

(1) 目覚まし時計の打方機構：鳴止めあげ、アラームがんぎ、がんぎ車、指示真、アンクル、打しゅもく等

(2) 時計の打方機構（数取り式、本打ち式等）：香箱、香箱歯車、数取り歯車、打一番車、打二番車、打三番車、打四番車、風切り、回転止め、レバー、風切りばね、反復ラック、渦形カム (snail)、しゅもく、lifting piece、軸、風切車、くしば送り、ラック、ボール、ゴング及びチャイム

(D) 石

このカテゴリーには、加工した（すなわち、整形、カット、研磨、穴あけ、くり抜き等を施した又ははめ込み（取り付け又はねじ込み）をした）石（貴石）のみを含む。加工していないもの及び粗く切断したものは除外される（71 類）。時計用の貴石は、通常、極めて小さく、その直径及び厚さがそれぞれ 2 ミリメートル及び 0.5 ミリメートルを超えることはまれである。

時計の製造に使用する主な石は、天然又は合成のルビー、サファイヤ及びガーネットで、時によりダイヤモンドも使用する。安価な時計にはガラスを使用することもあり、また、宝石の代わりに金属製のキャップを使用するものもある。

時計用の石は、それが支持する部分品の名称を冠して、例えば、二番車石、三番車石、四番車石、がんぎ車石、アンクル車石及びてん輪石のように呼ばれる。円筒型ほぞの軸受は、穴石又は穴石と丸石（受石）とから成る。円すい型の空洞を有する石から成るものもある。

脱進機を取り付けた時計は、軸受用丸石のほかに 3 個の特殊な形状の石（2 個のつめ石（アンクルの両端に取り付ける斜めに面取りした石）及び 1 個の振り石（振り座用の石で、通常、断面が半円形又は三角形である。)) を取り付けてある。

石のはめ込みは、手作業で行うか、はめ輪石を使用するか又は最も一般的な方法として圧入により行う。

(E) 文字板

文字板は、時、分及び秒を表示する数字又は目盛りを有する。これには、平面又は曲面のものがあり、通常、銀めっき、金めっき、ペイント塗装、酸化被膜処理その他の処理をした黄銅製のもの、エナメルを塗布した銅製のもの、金製のもの及び銀製のもの又は時には紙製、ガラス製、プラスチック製若しくは陶磁製のものがある。数字その他の記号は各種の方法（転写、着色、刻印等）により作られる。文字板には、蛍光を発する数字又は記号を有するものもある。

文字板は、金属製のねじ、ピン又は outer ring によって地板（又は dial plate と呼ばれる外板）に固定される。

(G) 指針

これは、時、分及び秒を指示するものである。この項には、また、クロノグラフ時計用の特殊な指針及び目覚まし時計等用の針も含む。時計用指針には、平らなもの及び曲げたものがあり、鉄鋼製、黄銅製又は銅製で、通常、研磨、酸化被膜処理、ニッケルめっき、クロムめっき、銀めっき、金めっき又はラッカー塗装をしたものがある。時には、金製又は骨製のものもある。蛍光を発する指針は、放射性元素の塩（放射性トリウム、メソトリウム等）をもととした化合物を充てんした「窓」を有している。指針には、文字板の型式に適合するようにデザインした多数の型式のものがある。